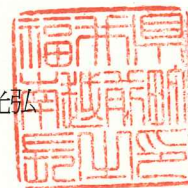


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 24 日

南越前町長 岩倉 光弘



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

阿久和地区（阿久和）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 23 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・ 中心経営体は十分確保されている

5. 将来の農地利用のあり方

- ・ 担い手に集積・集約化する
- ・ 担い手の分散錯圖を解消する

6. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

7. 地域農業の将来のあり方

・ 当地区では、比較的耕作条件が良い農地は、中心経営体に集積・集約化されているが、それ以外の小区画地は、担い手や各農家が水稻や自家野菜栽培を行っている。しかし、各農家の耕作者高齢化に伴い、遊休農地化する懸念があることから、今後は担い手担い手への農地の集積・集約化を進め、効率的な営農に取り組める体制を構築する。また、農業用施設の維持・管理や委託農地の除草等の共同作業化については、鳥獣害対策と併せ、多面的機能支払交付金を活用しながら集落内の農家、区民が保全活動を実施するとともに、集落営農の検討も進めていく必要がある。